

主催：大阪弁護士会

後援：公益社団法人民間総合調停センター

大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター

「ひまわり」は
設立20周年を迎えました



施設・事業所での困りごと、ADRで解決してみませんか？

大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター『ひまわり』 創立20周年企画

大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）は、1998年（平成10年）4月に創立され、今年が創立20周年にあたります。

その記念企画として、下記の要領で、介護事故と障害者の差別・権利擁護の事案で、研修会や法律相談を実施します。次のような相談を受けて、民間の紛争解決機関（ADR）の活用を検討していきます。

「施設で世話を受けていた母親が転倒したが、施設が状況を十分説明してくれない」

「介護事故のあと、利用者側とこじれてしまっている」

「支援していた障がい者が就職できたけれど、就労先で差別的取扱をされている」 など

ADRとは、民間の紛争を、法律、福祉、建築などの、専門家が和解あっせんして解決を目指す手続です。大阪では、弁護士会を始め各種専門職団体が協力して、公益社団法人民間総合調停センター（以下、「民調」といいます。）を設立し、運営され、内閣府の認証も受けています。

施設・事業所の方のご相談も、利用者の方のご相談も、広くお受けしますので、是非、この記念行事による法律相談などをご活用いただきますようご案内申し上げます。なお、認知機能が十分でない方については、法テラスの特定援助対象者法律相談援助を利用して、施設・事業所の職員の方が本人に代わって相談を申し込むことができます。

【無料出張相談】

- ◇ 実施期間：平成30年11月1日から平成31年3月31日（受付は平成31年2月末日まで）
- ◇ 上記期間、『ひまわり』の電話相談（TEL. 06-6364-1251）において、**介護事故と障害者の差別問題や権利擁護**の紛争事案について、**無料**で出張相談を受け付けます。勿論、来館を希望されても結構です。

【研修・相談会】

- ◇ 研修会時間：午後2時～午後2時45分
- ◇ 相談会時間：午後3時～午後3時45分・午後4時～午後4時45分の各時間帯で2名までの計4枠
- ◇ 次表のとおり開催します。研修会の定員は**先着30名**、相談は**先着4枠**で、相談される内容は、各会場のテーマに応じたものをお願いします。研修・相談会への参加をご希望の方は、裏面の申込書にご記入のうえ、FAX（06-6364-5069）にて、各会場の開催日の1週間前までに、お申込みください。なお、相談時間は、申込の状況により調整させていただきます。

月 日	開催地	会場	住所	テーマ
11月7日（水）	池田市	保健福祉総合センター	池田市城南3-1-40	障害者の差別や権利擁護
11月21日（水）	枚方市	大潤会・いそしまカーム	枚方市磯島北町29-15	介護事故
12月5日（水）	泉大津市	テクスピア大阪	泉大津市旭町22-45	障害者の差別や権利擁護
12月19日（水）	富田林市	こんごう福祉センター	富田林市大字甘南備216	介護事故

大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター『ひまわり』
創立20周年企画

大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター『ひまわり』 研修・相談会
参加申込書 <FAX. 06-6364-5069>

貴名：() ご所属：()

TEL：()

・ 研修会参加希望日：(月 日 開催地：)

・ 相談会のご希望：【 】なし ・ 【 】あり

※ありの場合 ⇒ 希望時間 【 】午後3時～午後3時45分

【 】午後4時～午後4時45分

※ 研修会は各会場30名、相談会は各会場4枠までの先着順です。予めご了承ください。

※ ご記入いただいた個人情報は、研修・相談会の申込確認の目的以外には使用しません。

【ADRとは】

ADRとは、「裁判以外のトラブル解決の方法」という意味の単語です。

法律や社会福祉等の専門家が公正・中立の立場で「和解あっせん人」として関わり、当事者の言い分をよく聞き、ときには「解決案（あっせん案）」を提案するなどして、話し合いで円満に解決することを目指す手続です。

「話し合いで解決したいけれど、当事者だけで話し合うのは、むずかしい」「専門家の意見を聞きながら話し合いたい」という場合はぜひ、検討ください。

◇ 詳しくは公益社団法人 民間総合調停センターへ（TEL. 06-6364-7644）

【お問い合わせ】

大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター『ひまわり』

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

TEL. 06-6364-1238